路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十六号　柏市大島田字宮後原九二一番一から同市箕輪字宮後原七五九番二まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○中部地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百二号　名古屋市港区東蟹田一八一五番から同市中川区かの里二丁目一三一二番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県多気郡大台町神瀬字深谷六番二から同町神瀬字深谷五三番一まで	前	一〇・〇メートル～二一・六メートル	〇・一六六キロメートル
	後	一六・〇メートル～二一・六メートル	〇・一六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三百二号　愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字中梅八三番一から同村大字渚八丁目九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○中国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字呼坂字下地方五九八番一から同市大字呼坂字古市六五七番まで	前	一一・五メートル～二〇・〇メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	一二・五メートル～二二・〇メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号　周南市大字呼坂字古市六五九番四から同市大字呼坂字古市六五七番まで　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○四国地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十一号及び百九十二号　四国中央市三島中央一丁目字中之丁一二二四番一二から同市三島中央一丁目字陣屋一八九七番一まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松山市平井町甲三二二五番一から同市平井町甲三一三六番一まで	前	二五・五メートル～三九・三メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	二五・五メートル～五三・二メートル	〇・〇四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十一号　松山市平井町甲三二二五番一から同市平井町甲三一三六番一まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日